

検討会報告書の概要

MOCA について「ヒトに対して発がん性がある」と評価した国際がん研究機関の「IARC モノグラフ（2010年）」のほか、MOCA と膀胱がんの関係について調査・研究した 24 文献を Pub Med（米国国立医学図書館が運営する文献検索システム）などにより収集し、レビューを行った。

1 MOCA のばく露期間・潜伏期間と膀胱がんの発症リスク

(1) ばく露期間について

MOCA 以外の膀胱がん発症が疑われる化学物質との混合ばく露の事例では、5 年未満で膀胱がんを発症しているものが見られるが、それ以外では 5 年以上の MOCA のばく露で膀胱がんを発症しており、少なくとも 5 年程度のばく露で膀胱がんを発症する可能性があると考えられる。

(2) 潜伏期間について

上記の混合ばく露の事例では、10 年未満の潜伏期間で膀胱がんを発症しているものも見られるが、それ以外では 10 年以上の潜伏期間で発症しており、少なくとも MOCA のばく露開始から 10 年以上経過した後に膀胱がんを発症する可能性があると考えられる。

2 検討会の結論

- MOCA のばく露業務に 5 年以上従事した労働者に発症した膀胱がんについて、潜伏期間が 10 年以上認められる場合は、業務が相対的に有力な原因となって発症した可能性が高いものとする。
- MOCA のばく露作業への従事期間が 5 年に満たない場合、あるいは、MOCA のばく露開始後膀胱がん発症までの潜伏期間が 10 年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討する。

労災請求事案の決定手続き等に関する今後の対応

- 事業場を管轄する労働局に対し、検討結果報告書に基づき速やかに事務処理を行い、決定を行うよう指示。
- MOCA のばく露により膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた事案について、今後も必要に応じて本検討会において業務と膀胱がんの関連性を検討。
- MOCA を取り扱う事業場に対する労災請求手続き等の周知を実施。
(MOCA により膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求権の消滅時効については、本日まで進行しない取扱いになる。)